

【特定処遇改善加算】

問10 令和2年度からの介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算について、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0305第6号令和2年3月5日付厚生労働省老健局長)が発出されたが、令和元年度の実績報告は、本通知に基づき行うのか。

(答)

- ・ 本通知については、令和2年度の介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る届出から適用するものであり、令和元年度の実績報告については、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0412第8号平成31年4月12日付厚生労働省老健局長)に基づき報告することとなる。

※介護保険最新情報 Vol. 799 (令和2年3月30日)

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 4) (令和2年3月30日)」
及び「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A (令和2年3月30日)」
の送付について
より抜粋